

半世紀もの間、ダム建設に抗いふるさとを守り続ける人々

ほたるの川のまもりびと

美しい里山に暮らす13世帯を巡るドキュメンタリー

ごく普通の暮らしを、ごく普通にしたい。

朝、子どもたちが学校に行く、父と娘がキャッチボールをしている、季節ごとの農作業、おばあちゃんたちがおしゃべりをしている。それは一見、ごく普通の日本の田舎の暮らし。昔ながらの里山の風景が残る、長崎県川棚町こうばる地区にダム建設の話が持ち上がったのが半世紀ほど前。50年もの間、こうばる地区の住民たちは、ダム計画に翻弄されてきました。現在残っている家族は、13世帯。長い間、苦楽を共にしてきた住民の結束は固く、54人がまるで一つの家族のようです。ダム建設のための工事車両を入れさせまいと、毎朝、おばあちゃんたちは必ずバリケード前に集い、座り込みます。こんなにも住民が抵抗しているのに進められようとしている石木ダム。この作品には「ふるさと＝暮らし」を守る、ぶれない住民ひとりひとりの思いがつまっています。



日時 8月31日(金)午後6:30~8:45

会場 ハートフルスクエアG 大研修室 参加費 500円 (30歳未満無料)

岐阜市橋本町1丁目10番地23 (JR岐阜駅東) 058-268-1050

●石木ダム建設反対のたたかひの話

水源開発問題全国連絡会 共同代表 遠藤保男

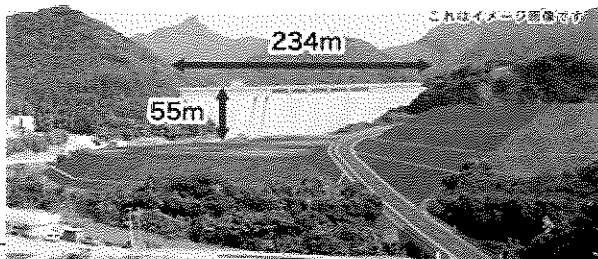
●「ほたるの川のまもりびと」上映

監督：山田英治 2017年/86分

主催：よみがえれ長良川実行委員会
(連絡先) 090-1284-1298 武藤

石木ダム建設とは

長崎県・川棚川の downstream にある小さな支流、石木川にダムを作る建設計画です。石木ダムの総事業費は建設費と関連事業費を合わせて、合計 538 億円です。その内、県の負担分を差し引いた約 353 億円がダムの水を利用することになる佐世保市民の負担となります。



論 説

2018-1-16

強引な手法許されぬ

石木ダム

緑豊かな東彼杵郡川棚町の山あいの集落に、石木ダムが起案されてから約半世紀。地元住民とのあつれきを決定的にした1982年の強制測量から36年になる。

事業主体の県、佐世保市は計画の正当性を訴えながら、今も建設予定地全ての地権者を説得できていない。2022年度の完成目標に間に合わせようと、ついには強権的な手法をもって事を成し遂げようとしている。しかし、そんな事業の進め方は対立を深めるだけで、問題の解決にはつ

ながら、これ以上の失敗を重ねるべきではない。県は既に反対地権者13世帯のうち4世帯の農地約5500平方メートルを強制収用。13世帯が現住する家屋を含む土地約12万平方メートルの収用手続きにも踏み切り、補償額などを決める収入委員会の審理はほぼ終了。所有権移転や明け渡し期限などを決める「裁決」が近づいているとの見方もある。

これに対し、反対派は現地での座り込みなどに加え、事業認定取り消しを求める行政訴訟や、工事差し止めを求め、増加を挙げってきたが、会社側には裏付けを取っていないことが訴訟の中で明らかとなっていた。治水の面では、「100年に一度の大雨」に対応できるように、事業採択された1975年のデータを基に計画されたまま、その後の河川改修の状況などは反映されていないことが分かった。

大規模な自然破壊をもたらす公共事業には高い公益性が求められる。そして、公益のためだとしても、私有財産を「決断力」と考えているのであれば、誤りと言わざるを得ない。(小出久)

どこに？ 長崎県東彼杵郡川棚町川原を流れる川棚川の支流・石木川。だれが？ 長崎県と佐世保市の共同事業です。目的は？ 「佐世保市の水の確保」と「川棚川の洪水の防止」。今？ 小さなダムに大きなたかひが広がっていますが、本年7月の裁判では住民側敗訴。さらに全国の支援が求められています。

「石木ダム事業認定処分取消訴訟」判決に対する声明

平成30年7月9日

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下和雄

石木ダム対策弁護団代表弁護士 馬奈木昭雄

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田正昭

石木川まもり隊 代表 松本美智恵

水問題を考える市民の会 代表代行 篠崎義彦

石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代圭介

本日、長崎地方裁判所において、石木ダム事業認定処分取消請求を棄却する不当判決がなされた。

本訴訟は、石木ダム建設予定地とされている川原(こうばる)に居住する住民を中心に川棚町民、佐世保市民を含め全国の100名以上の原告が、客観的に全く必要がない事業であるにもかかわらず、居住者らに対する合理的な説明を放棄して、石木ダム事業を強行する長崎県及び佐世保市の事業認定申請を認可した国土交通省九州地方整備局の事業認定処分が違憲・違法であるとして、その取り消しを求めたものである。

長崎地方裁判所は、本日、事業それ自体の客観的不合理性から目を背け、事業認定庁に広範な裁量があることを前提に、その広範な裁量の逸脱はないとして、私たちの請求を棄却する判断をした。

そもそも、石木ダム事業がダムありきの不必要な事業であり、川原地区に居住する13世帯約60名の生活・生業・社会を破壊することが絶対に許されないことは私たちが繰り返し裁判所内外で主張してきたところである。

今回、裁判所は、事業それ自体の不合理性から目を背けて住民らの請求を棄却したのであるが、むしろそのような判断手法をとったがゆえに、本件事業がダムありきの事業計画であり、必要性のない事業であることについて、居住者らは、より一層強く確信している。

居住者らは、皆、長年にわたり、石木ダム事業によって人生を翻弄されてきたが、事業の不合理性を看過して、居住者らの人権侵害に手を貸す本日の判決は、強く非難されるべきである。このような違法な事業で居住者らの人権を侵害する状態が継続することは絶対に許されないし、ましてや居住者らを強制的に排除することはなおさら許されない。私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意はこの不当判決で何ら揺らぐものではない。そこで、私たちは、本判決に対して速やかに控訴のし、違法な事業を中止させ、居住者らの人権を守るために、これまで以上に闘い続けることをここに宣言する。

同時に国あるいは起業者である長崎県及び佐世保市に対して、居住者らのこの断固たる決意を真摯に受け止め、客観的に明らかに不合理である石木ダム事業計画を撤回するよう求めるものである。